二九二　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　五　八
二九三　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　五　八
二九四―二九五　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五　八
二九六―二〇三　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一二　226　四九
二〇四―二〇六　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一二　226　五六
二〇七　財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件　一四　228　一
二〇八―二〇九　平成二十八年（二千十六年）熊本地震に係る関税法第二条の三第一項の規定による指定地域の一部について別に定める日を指定する件　一九　三
二一〇　公職選挙法第九十四条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件　二八　六
二一一　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までの輸入数量を告示する件　三一　五
二一二　平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三一　五
二一三　平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三一　五
二一四　平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三一　五
二一五　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三一　241　五
○財務省、農林水産省　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　五
二二三　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　五
二二四　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　五
○財務省、農林水産省、経済産業省　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　四　一四
〃　一二　三　四四
一一　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件　一九　231　一〇
○国税庁　熊本県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件　一七　二
一一五―一一六　国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件　二五　三
一一七―一一八　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　二五　三
○文部科学省　大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示　三　三
一一九　大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、平成二十九年度の私立の大学の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を定める件　三　三
一二三―一二四　史跡に指定する件　三　三
一二五　名勝に指定する件　三　三
一二六　天然記念物に指定する件　三　三
一二七　特別史跡に地域を追加して指定する件　三　三
一二八　史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件　三　三
一二九　史跡に地域を追加して指定する件　三　三
一三〇　名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件　三　三
一三一　名勝に地域を追加して指定する件　三　三
一三二　記念物を登録記念物に登録する件　三　三
一三三　名勝に地域を追加して指定する件　三　三
一三四　登録記念物の登録を抹消する件　三　三
一三五　登録記念物の登録の一部を抹消する件　三　三
一三六―一三七　重要文化的景観に地域を追加して選定する件　三　三
一三八―一三九　教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部を改正する件　七　三
一四〇　重要無形文化財の保持者の認定が解除された件　二七　三
○文化庁　史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件　五　九
一四一　名勝及び天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件　五　一〇
一四二　天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件　五　一〇
○厚生労働省　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医療機器を指定した件　三　三
一四三　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　六　221　一
一四四　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件　一二　二